

訂正のご案内



EL21971

平素は LEC 公認会計士課の教材をご利用頂き誠に有難うございます。

2021年5月向け一問一答問題集 財務諸表論 (EL21801) に、以下の訂正事項がございますので、お知らせ致します。訂正事項が生じたこと、心よりお詫び申し上げます。何卒よろしくお願い致します。

2021年5月向け一問一答問題集 財務諸表論 (EL21801)

頁	箇所	誤	正
※以下、2021/4/13 に追加された訂正			
409	問題 70	問題 7 0 <正> 本門の記述は正しい。	その下の 問題 7 1 <誤> が、問題 7 0 の解答解説になります。
	問題 71	問題 7 1 <誤> 本門の記述は誤りである。～以下解説～	その上の 問題 7 0 <正> が、問題 7 1 の解答になります。
※以下、2021/4/13 以前の訂正			
224	問題 61		削 除
	問題 62		削 除
	問題 63		削 除
	問題 64		削 除
232	問題 3		削 除
	問題 5		削 除
240	問題 30		削 除
	問題 33		削 除
	問題 34		削 除
	問題 35	満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 以外のものについて、時価が著しく下落した場合には、必ず時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。	満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、 市場価格のない株式等 以外のものについて、時価が著しく下落した場合には、必ず時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。
241	問題 36	時価を把握することが極めて困難と認められる株式 について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。	市場価格のない株式等 について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。
	問題 37	その他有価証券のうち、 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 以外のものについて、時価の著しい下落に伴う減損処理を実施した場合、簿価切下額は翌期首に戻入れ、翌期末は当初の取得原価と翌期末の時価とを比較して貸借対照表価額を算定する。	その他有価証券のうち、 市場価格のない株式等 以外のものについて、時価の著しい下落に伴う減損処理を実施した場合、簿価切下額は翌期首に戻入れ、翌期末は当初の取得原価と翌期末の時価とを比較して貸借対照表価額を算定する。
	問題 37	本問の記述は誤りである。なぜなら、その他有価証券のうち、 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 以外のものについて、時価の著しい下落に伴う減損処理を実施した場合には、当該時価を翌期首の取得原価とするからである。(金融商品に関する会計基準 22 参照)	本問の記述は誤りである。なぜなら、その他有価証券のうち、 市場価格のない株式等 以外のものについて、時価の著しい下落に伴う減損処理を実施した場合には、当該時価を翌期首の取得原価とするからである。(金融商品に関する会計基準 22 参照)
242	問題 41		削 除
262	問題 6		削 除
267	問題 17	本問の記述は正しい。	本問の記述は誤りである。なぜなら、その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前一か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる とする定めは、「 時価の算定に関する会計基準 」公表前の定めであるが、当該価額は改正後の時価の定義を満たさないため、現在では削除されているからである。

頁	箇所	誤	正
269	問題 27	本問の記述は誤りである。なぜなら、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならないからである。	本問の記述は誤りである。なぜなら、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、 市場価格のない株式等 以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならないからである。
276	問題 58	時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 以外の満期保有目的の債券については、時価が著しく下落した時には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。しかし、 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 以外の子会社株式については、時価が著しく下落し、回復見込みがない場合でも、個別貸借対照表においては、取得原価をもって貸借対照表価額としなければならない。	市場価格のない株式等 以外の満期保有目的の債券については、時価が著しく下落した時には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。しかし、 市場価格のない株式等 以外の子会社株式については、時価が著しく下落し、回復見込みがない場合でも、個別貸借対照表においては、取得原価をもって貸借対照表価額としなければならない。
277	問題 58	本問の記述は誤りである。なぜなら、 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 以外の子会社株式についても時価が著しく下落し、回復する見込みがない場合には、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならないからである。	本問の記述は誤りである。なぜなら、 市場価格のない株式等 以外の子会社株式についても時価が著しく下落し、回復する見込みがない場合には、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならないからである。
284	問題 85		削除
	問題 87		削除
286	問題 95		削除
	問題 96		削除
290	問題 107	その他有価証券のうち、 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 以外のものについて、時価の著しい下落に伴う減損処理を行った場合には、簿価の切下げ額を翌期首に戻し入れる洗い替え方式ではなく、当該時価を翌期首の取得原価とする切り放し方式を適用する。	その他有価証券のうち 市場価格のない株式等 以外のものについて、時価の著しい下落に伴う減損処理を行った場合には、簿価の切下げ額を翌期首に戻し入れる洗い替え方式ではなく、当該時価を翌期首の取得原価とする切り放し方式を適用する。
	問題 108		削除
347	問題 2	本問の記述は誤りである。なぜなら、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とするからである。(棚卸資産の評価に関する会計基準 4 参照)	本問の記述は誤りである。なぜなら、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とするからである。 ただし、トレーディング目的で保有する棚卸資産の「時価」の定義は、「時価の算定に関する会計基準」に従い、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格とする。 (棚卸資産の評価に関する会計基準 4、 時価の算定に関する会計基準 5 参照)
352	問題 25	トレーディング目的で保有する棚卸資産については、 市場価格 をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は、当期の損益として処理する。	トレーディング目的で保有する棚卸資産については、 時価 をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は、当期の損益として処理する。

頁	箇所	誤	正
364	問題 22	通常の販売目的で保有する棚卸資産については、期末における正味売却価額が取得原価で処理された帳簿価額よりも下落している場合、当該正味売却価額まで簿価を切り下げ、当該切下額は当期の費用として処理される。これに対して、トレーディング目的で保有する棚卸資産は、売買・換金に対して事業遂行上等の制約がなく、 市場価格 の変動にあたる評価差額が企業にとっての投資活動の成果と考えられるから、これを 市場価格 で評価し、帳簿価額との差額(評価差額)は当期の損益として処理される。	通常の販売目的で保有する棚卸資産については、期末における正味売却価額が取得原価で処理された帳簿価額よりも下落している場合、当該正味売却価額まで簿価を切り下げ、当該切下額は当期の費用として処理される。これに対して、トレーディング目的で保有する棚卸資産は、売買・換金に対して事業遂行上等の制約がなく、 時価 の変動にあたる評価差額が企業にとっての投資活動の成果と考えられるから、これを 時価 で評価し、帳簿価額との差額(評価差額)は当期の損益として処理される。
372	問題 42	トレーディング目的で保有する棚卸資産については、 市場価格 をもって貸借対照表価額とする。 市場価格 の変動による評価差額は企業にとっての投資活動の成果と考えられるので、帳簿価額との差額(評価差額)は、当期の損益として処理される。この損益は、原則として、純額で売上高に表示する。	トレーディング目的で保有する棚卸資産については、 時価 をもって貸借対照表価額とする。 時価 の変動による評価差額は企業にとっての投資活動の成果と考えられるので、帳簿価額との差額(評価差額)は、当期の損益として処理される。この損益は、原則として、純額で売上高に表示する。
546	問題 45	決算時において、 時価を把握することが極めて困難と認められる 外貨建株式について実質価額が著しく低下したかどうかは、外貨建ての実質価額と外貨建ての取得原価とを比較して判断する。	決算時において、 市場価格のない 外貨建株式について実質価額が著しく低下したかどうかは、外貨建ての実質価額と外貨建ての取得原価とを比較して判断する。
639	問題 10	本問の記述は誤りである。なぜなら、棚卸資産に分類されているトレーディング目的で保有する不動産は、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」の適用を受ける賃貸等不動産に該当しないからである。トレーディング目的で保有する棚卸資産については、 市場価格 に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額(評価差額)は、当期の損益として処理することとされている。したがって、不動産であっても、このようなトレーディング目的で保有する棚卸資産に該当するものであれば、時価評価されることとなると考えられるため、時価等の開示(注記)は必要とされないのである。(賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準 4(2)、15、19、棚卸資産の評価に関する会計基準 15参照)	本問の記述は誤りである。なぜなら、棚卸資産に分類されているトレーディング目的で保有する不動産は、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」の適用を受ける賃貸等不動産に該当しないからである。トレーディング目的で保有する棚卸資産については、 時価 に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額(評価差額)は、当期の損益として処理することとされている。したがって、不動産であっても、このようなトレーディング目的で保有する棚卸資産に該当するものであれば、時価評価されることとなると考えられるため、時価等の開示(注記)は必要とされないのである。(賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準 4(2)、15、19、棚卸資産の評価に関する会計基準 15参照)

頁	箇所	誤	正
342	問題 55	<p><u>本肢の記述は誤りである。資産又は資産グループの市場価格が著しく下落した場合には、減損の兆候が認められる。減損の兆候がある資産又は資産グループについて、減損損失を認識すべきであると判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しなければならない。</u></p>	<p><u>本肢の記述は誤りである。のれんの帳簿価額を配分した各資産グループにおいて認識された減損損失は、のれんに優先的に配分し、残額は、帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、当該資産グループの各構成資産に配分する。なお、前半の記述は正しい。</u></p>
564	問題 41	<p><u>本問の記述は正しい。</u></p>	<p><u>本問の記述は誤りである。なぜなら、その他有価証券の決算日の市場価格の時価として期末前一个月的市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができるとする定めは、「時価の算定に関する会計基準」公表前の定めであるが、当該価額は改正後の時価の定義を満たさないため、現在では削除されているからである。</u></p>

※次ページには、追加問題を掲載いたしました。どうかご活用くださいませ。

追加問題（問題 1～3：改正論点、問題 4～7：過去問）

	問 題	解答・解説
問題 1	金融資産及び金融負債の時価は、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。	本問の記述は正しい。（金融商品に関する会計基準 6、時価の算定に関する会計基準 6 参照）
問題 2	その他有価証券に付すべき時価に市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないと考えられることから、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額をもって期末の時価とする方法を継続して適用することも認められる。	本問の記述は誤りである。なぜなら、その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができるとする定めは、「時価の算定に関する会計基準」公表前の定めであるが、当該価額は改正後の時価の定義を満たさないため、削除されているからである。（金融商品に関する会計基準 50-4、76 参照）
問題 3	市場価格のない株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。	本問の記述は正しい。市場価格のない株式とは、市場において取引されていない株式とする。また、出資金など株式と同様に持分の請求権を生じさせるものは、同様の取扱いとする。これらを合わせて「市場価格のない株式等」という。（金融商品に関する会計基準 19 参照）
問題 4	年齢加算金および役職または資格に応じて加算される資格加算金等、一定要件を満たした場合に退職給付額に加算される給付金は、年齢等一定要件を満たすことが合理的に予測できる場合にのみ退職給付見込額の見積りに含める。しかし、一時的に支払われる早期割増退職金は、勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生した退職給付という性格を有していないため、退職給付見込額の見積りには含めない。	本肢の記述は正しい。（「退職給付に関する会計基準の適用指針」9,10 参照）。
問題 5	退職給付見込額のうち各期に発生したと認められる額を給付算定式基準によって計算する場合、勤務期間の後期の年度の金額が初期の年度のコレ額よりも著しく高い水準となるときであっても、そのまま各勤務期間に帰属させなければならない。	本肢の記述は誤りである。給付算定式基準による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない（「退職給付に関する会計基準」19(2) 参照）。
問題 6	数理計算上の差異の取扱いについては、退職給付債務の数値を毎期末時点において厳密に計算し、その結果生じた計算差異に一定の許容範囲を設ける方法と、基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じない場合には計算基礎を変更しない等計算基礎の決定に当たって合理的な範囲で重要性による判断を認める方法があるが、退職給付費用が長期的な見積計算であることから、後者の方法が採用されている。	本肢の記述は正しい。（「退職給付に関する会計基準」67(2) 参照）
問題 7	数理計算上の差異の処理において、平均残存勤務期間を費用処理年数として採用している場合、平均残存勤務期間は原則として毎年度末に算定する。その結果、平均残存勤務期間が延長されたことにより、費用処理期間を延長するときには、定額法による場合および定率法による場合ともに、未認識数理計算上の差異の期首残高を延長された平均残存勤務期間に基づいて費用処理する。	本肢の記述は誤りである。平均残存勤務期間が延長されたことにより、費用処理年数が延長されたときには、定額法による場合及び定率法による場合ともに、未認識数理計算上の差異の期首残高については、変更前の平均残存勤務期間に基づく費用処理年数を継続して適用し、変更後の費用処理年数は当年度発生した数理計算上の差異から適用する（「退職給付に関する会計基準の適用指針」40(3) 参照）。